

奈良県手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第七十一号

奈良県手数料条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県手数料条例施行規則（平成十二年三月奈良県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第六号中「認知症対応型通所介護」を「地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護」に改める。

第十一条第二号の表ウの項中「ダイカスト 機械保全」を「ダイカスト」に改め、同条を第十二条とする。

第十条の次に次の一条を加える。

（別表第一の三百九十九の六の項、三百九十九の八の項及び三百九十九の十の項の床面積の算定）

第十一条 条例別表第一の三百九十九の六の項の床面積は建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る建築物の部分の床面積について算定し、同表の三百九十九の八の項の床面積は認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る部分の床面積（床面積の増加する部分がある場合は、その部分の床面積に二を乗じて得たものに、増加する部分以外の部分の床面積を加えたもの）の二分の一について算定し、同表の三百九十九の十の項の床面積は建築物エネルギー消費性能基準適合の認定に係る建築物の部分の床面積について算定する。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第十一条第二号の表ウの項の改正規定（「ダイカスト 機械保全」を「ダイカスト」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。